

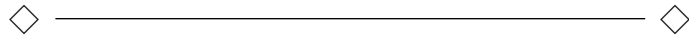
議案第 7 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

階上町長 荒谷 憲輝



提案理由

令和 6 年度後期高齢者医療特別会計予算について歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処理については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第 4 号

令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について

令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算を地方自治法第 179 条
第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

階上町長 荒 谷 憲 輝

令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算 別冊のとおり

令和 6 年度

階上町後期高齢者医療
特別会計補正予算

専決第 4 号

令和 6 年度 階上町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 6 年度階上町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 4 6 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 1, 6 9 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

階上町長 荒 谷 憲 輝

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		1	1	0
	1 手数料	1	1	0
3 繰入金		59,545	260	59,285
	1 一般会計繰入金	59,545	260	59,285
5 諸収入		9,074	1,202	7,872
	1 延滞金加算金及び過料	2	1	1
	2 償還金及び還付加算金	170	122	48
	3 受託事業収入	5,415	1,079	4,336
歳 入 合 計		183,161	1,463	181,698

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,516	-	12,516
	2 徴収費	40	-	40
3 保健事業費		10,050	1,339	8,711
	1 健康診査等事業費	10,050	1,339	8,711
4 諸支出金		1,086	121	965
	1 償還金及び還付加算金	170	121	49
5 予備費		200	3	197
	1 予備費	200	3	197
歳 出 合 計		183,161	1,463	181,698